

「マルチメディア放送システム作業班」に関する調査について、作業班が調査するために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために、アドホックグループを設置することとする。

1 アドホックグループにおける調査事項

アドホックグループは提案された技術方式毎に設置することとし、各アドホックグループの調査事項は以下の通りとする。

アドホックグループ1	「ISDB-Tmm携帯端末向けマルチメディア放送方式」の技術的条件
アドホックグループ2	「MediaFLO (メディアフロー)」の技術的条件
アドホックグループ3	「VHF-Low帯に適用可能な携帯端末向けマルチメディア放送システム」の技術的条件

2 アドホックグループのリーダー及び構成員
(別途)

3 アドホックグループの運営等

- (1) アドホックグループの会議は、リーダーが招集する。
- (2) アドホックグループにサブリーダーを置くことができ、リーダーが指名する者がこれに当たる。
- (3) サブリーダーは、リーダー不在のとき、その職務を代行する。
- (4) リーダーは、アドホックグループの調査及び議事を掌握する。
- (5) リーダーは、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な審議を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、リーダーは電子メールによる審議を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) リーダーは、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) アドホックグループにおいて調査された事項については、リーダーが取りまとめ、これを作業班に報告する。
- (9) その他、アドホックグループの運営については、リーダーが定めるところによる。

4 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- (2) その他、リーダーが非公開とすることを必要と認めた場合

5 事務局

事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。